

日高村水害に強いまちづくり条例 条例骨子／定義（まとめ案）

日高村

- 目的

総合治水対策の基本事項を定めることで、
浸水被害の解消を図り床上浸水を防ぐ。

- 基本理念

永年の水との闘いの歴史を乗り越え、
村民が安心して暮らせるまちづくりを目指す。

➡ 人々の命や・財産を守るための条例

「日高村の歴史は、水との闘いの歴史」である。と、言われるように、八田堰・鎌田堰築造後、大雨のたびに仁淀川の水が逆流してきて、平野部一面が浸水するといった歴史を繰り返してきた。それは、300年を超える、まさに「水との闘いの歴史」である。

我々は、次代を担う子ども達をはじめ、幅広い世代に向け、総合治水教育を推し進めるとともに、その「歴史を学び」そして、「伝える」ことのできる人材を育てる必要がある。

そこでは、内水被害に苦しんできた日高村の人々の想いを受け止め、力強く生きてきた人々の暮らしを学び、大雨のたびに壊され、築造を繰り返してきた神母樋門に象徴される「たたかひの歴史」を学ぶ。

そのうえで、日下川放水路トンネルのような施設が、なぜ日高村にできたのかを考え、この施設に対する日高村民の願いを感じられるとともに、

「学校・家庭・地域」などあらゆる場面で「伝えることのできる」人物を育てることを目標とする。

その次に、これからどのような暮らし方をしてゆけば、全ての人々が安全で・安心して暮らすことができるのかを考える。

今回、床上浸水対策特別緊急事業により、日高村としては、3本目の放水トンネルである、新規日下川放水路トンネル工事が着工された。

このように、日本で他にないようなすばらしい治水施設が完成する。

人々の暮らしが一変し、日高村は、理想郷のはるか上、すばらしい天空の都市であるかのような思いで多くの人々は歓喜にあふれるかもしれない。

しかしながら、既設の日下川放水路トンネルが完成した後、あくまで、軒先軽減の施設と知りながらも、

「日高村は浸水しない」など、安全になったかのような甘い考えの下、過去には、無秩序に低地を宅地開発することを、村内で繰り返してきた。

その結果、現在浸水課題がある地域の多くが、このような乱開発ともいえる宅地開発が生み出したものとなっている。

やはり、ハード施設に頼りきるのではなく、村民全体での治水意識の向上を図る必要がある。

低地では、浸水被害は、必ず起こる。日高村の低地は、浸水する恐れのある場所であることを今一度確認し、2度と苦い過去を繰り返してはならないと強く考える。

そのためにも、その地域を平成26年台風12号規模の降雨があると、人々の命や財産を脅かす「日高村浸水予想区域」として、無秩序な開発などを決してさせないために、

村民みんなで見守っていく必要がある。

だからといって、その「日高村浸水予想区域」は、決して負の遺産ではない。

よく考えてみると、人々が生きていく中で、「水」はなくてはならない存在であることは言うまでもない。

水は、人々の暮らしの大切な生活を育み、農業・産業・ありとあらゆる面において、暮らしを支え続けてきた。

今こそ我々は、水資源の大切さや、それにより活かされてきた人々の暮らしを想い、水とともに暮らしてきた歴史を学び、

その資源の必要性をしっかりと「これからの暮らしに反映」してゆかなくてはならないのではないだろうか。

そうすることで、水資源の有効な利用・活用を図るとともに、地下水の涵養による自然のすばらしい循環を促し、自然豊かな日高村がいつまでも続くことで、

いわば「自然と人とが共生する」ことに繋がると考える。

このことは、「日高村浸水予想区域」を示すことが、我々の目指す「まちづくりの方向性」の指針を形作り、「村民が安全・安心して暮らすことができる」、

まさに、我々の目指す目的そのものであるといえる。

よって、この条例の基本理念を次のように示す。

永年の水との闘いの歴史を乗り越え、村民が安全・安心して暮らすことのできるまちづくりを推進する

- 「日高村浸水予想区域」の定義

平成26年台風12号規模の降雨が起こると、
村民の命や財産に危険を及ぼすことが想定される区域。

➡ 安全で安心なまちづくりを推進するために
「日高村浸水予想区域」として、
建物床高などを規制し、村民の命や財産を守る

「日高村浸水予想区域」

(平成26年8月台風第12号降雨規模で、浸水が想定される区域)

(概ね80年に1回の頻度で発生する雨)

約2.5km²



※神母樋門・派川日下川・日下川放水路・岡花調整池・馬越調整池・日下川新規放水路 を考慮

- 「日高村浸水予想区域」の確定の考え方

土地の一部が浸水予想メッシュにかかっている場合でも、その土地すべてを「日高村浸水予想区域」として考える。

日高村浸水予想区域

として、条例制定時に区域の確定

高知県条例改正後、区域が確定される。

ただし、「日高村浸水予想区域」内で 特に「区域外と接している土地」については、現地確認が必要な場所があるため、現地確認後、遅れて確定をする。

(村民への情報提供は、村からお知らせする。)

*** 「日高村浸水予想区域」は、日下・戸梶川流域を対象とする。**

「居室」の定義

条例第3条
条例第10条

「日高村浸水予想区域」で新たに建築する場合は、

「居室」を「基準高以上」にする

居室：人々が住む、生活をする場所
(事務所、ピロティ、物置部分でない)

床面

床高

浸水が想定される高さ

想定浸水深

地盤高

- ・「居室」を制限するには、「日高村浸水予想区域」を「災害危険区域」として指定することが望ましい。

➡ 「災害危険区域」の指定 建築基準法 第39条の規定を適用

建築基準法

(災害危険区域)

第39条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水などによる危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

- ➡ 「日高村浸水予想区域」の新たに建築する家屋の「居室」については、建築基準法第39条の規定で、規制することが望ましいため、「日高村浸水予想区域」を「災害危険区域」として定め規制する。

しかし、県条例の改正が必要となる可能性があり、関係機関との調整に時間がかかる。

- ➡ 「日高村災害危険区域の指定などに関する条例（案）」で詳しく定める。



村内全域

要改正「高知県建築基準法施行条例」

日高村に、「建築確認申請書」の提出が必要となる

建築確認が必要な建物

特殊建築物で、床面積合計200㎡を超えるもの
木造3階以上、又は延べ床面積500㎡、高さ13m、若しくは軒の高さ9メートルを超えるもの
木造以外の建築物で2階以上、又は延べ床面積200平方メートルを超えるもの



申請窓口が変更になる

日下川

仁淀川

今までは、
高知県

へ「建築確認申請書」の提出



これからは、
日高村

へ「建築確認申請書」の提出

戸梶川

日高村全域において、「建築確認申請書の受理」を日高村が行う。



日高村浸水予想区域

条例第9条
条例第10条

すべての建物の「建築確認申請書」提出が必要となる

😊 建築確認が追加される

新たに、この区域において、申請手続きが必要な建物
 → 例：木造 2階以下の建物を建築する場合

日高村浸水予想区域 = **災害危険区域**
(平成26年12号台風の実績降雨量に基づく浸水想定区域) (建築基準法第39条で指定する区域)

すべての建物で建築確認が必要 → 新たに建築する場合は「居室」を「基準高」以上とする

戸梶川 日高村全域において、「建築確認申請書の受理」を日高村が行う。

➡ 「日高村災害危険区域の指定などに関する条例（案）」で詳しく定める。

・「貯留浸透阻害行為」の定義

雨水の「貯留」・「浸透」を阻害する行為、
洪水による氾濫水の「貯留」を阻害する行為

「貯留浸透阻害行為」を届出させ、
村長が助言・勧告することにより、規制する。

日下川流域内において



- * 規制する対象は、1,000㎡以上の「貯留浸透阻害行為」とする。
- * 「貯留浸透阻害行為」とは、盛土・埋立工事、宅地などにするための土地の形質の変更など。
- * ただし、通常管理行為・軽易な行為その他については構わない。
- * その他の基準については、規則で定める。
- * 1ha以上は、県への届出が必要。

流域：日下川及びその支川の流域のこと。

日高村水害に強いまちづくり審議会

○構成員

総合治水条例策定委員のメンバーを中心
日高村の浸水被害に関係する関係機関の職員など

○協議する内容

- ① 日高村水害に強いまちづくり条例の詳細な「定義」について
- ② 運用状況などについて

・その他 条例骨子／基本方針に盛り込むべきもの

・防災情報の提供

条例第15条

村が村民に向けて防災情報の情報提供および、村民の積極的な情報収集の必要性。

・自主防災組織の活動

条例第17条

自主防災活動の活発化のための、村・村民・事業者の役割の必要性。

・河川環境の保全・管理

条例第18条

良好な河川環境を維持してゆくための、河川環境の保全・管理の必要性。

・森林、農地の保全

条例第19条

雨水浸透機能を保つために、森林・農地・緑地などの保全の必要性。

・総合治水教育の推進

条例第20条

日高村の水害の歴史を学び、これからの総合治水教育をそれぞれの教育現場で進めてゆく必要性。

まとめ (イメージ)

仁淀川



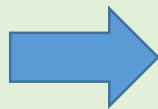
村内全域

防災情報など → 学校教育や自主防災組織の活動などで積極的に啓発し、村民の生命財産を守る
農地・山林など → 農地・森林保全を行う



日下川流域

貯留浸透阻害行為



阻害する恐れのある行為について、「計画書」を届出する
規制する面積：1,000㎡以上～1ha未満

日下川



日高村浸水予想区域

(平成26年12号台風の実績降雨量に基づく浸水想定区域)

居室



新たに建築する場合は「居室」を「基準高」以上とする

戸梶川

「日高村浸水予想区域」は、日下・戸梶川流域を対象とする

今後のスケジュール（案）

	策定委員会開催日程			議会関係	その他
1	令和元年 7月	第1回策定委員会	7月5日	・委員委員 ・概要、イメージ 説明 ・意見集約	
2	令和元年 8月				
3	令和元年 9月			9月議会	進捗状況報告
4	令和元年 10月	第2回策定委員会	10月24日	・定義など規制内容協議	
5	令和元年 11月				
6	令和元年 12月			12月議会	進捗状況報告
7	令和2年 1月	第3回策定委員会	1月10日	・定義など規制内容協議（再度）	
8	令和2年 2月				
9	令和2年 3月			3月議会	進捗状況報告
10	令和2年 4月				
11	令和2年 5月				
12	令和2年 6月			6月議会	進捗状況報告
13	令和2年 7月				
14	令和2年 8月	第4回策定委員会	8月21日	・定義など規制内容協議（確定）	ぎょうせい 条例文化に向けた作業
15	令和2年 9月			9月議会	進捗状況報告
16	令和2年 10月	第5回策定委員会	10月13日	・条例文化の「課題」 ・基本方針・骨子（案）	
17	令和2年 11月	第6回策定委員会	11月30日	・基本方針・骨子（修正案） ・条例（案）提示	
18	令和2年 12月			12月議会条例 全員協議会	条例(案)確認 パブリックコメント実施
19	令和3年 1月				パブリックコメントとりまとめ 1月 広報誌
20	令和3年 2月	第7回策定委員会	2月〇日	・最終修正（案）提示 ・条例（案）確定	
21	令和3年 3月			3月議会条例（案）上程	概要版印刷